

# たかしんカードローン「kirara」

平成28年11月現在

商品名 (愛称)	たかしんカードローン「kirara」													
ご利用 いただける方	<p>○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</p> <p>○年齢が満20歳以上65歳未満の女性で安定した収入のある方</p> <p>○三菱UFJニコス(株)の保証が受けられる方</p> <p>※新社会人の方もご利用いただけます。ただし、ご利用は20万円までです</p> <p>※無職の主婦の方もご利用いただけます。ただし、ご利用は10万円までです</p> <p>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</p>													
お使いみち	暮らしに必要な資金なら自由 (事業資金、投機的な資金、旧債返済資金は除きます)													
ご融資限度額 (貸越限度額)	10万円、20万円、30万円、50万円の4種類 ※ご利用1年経過後ご希望により限度額最高80万円まで増額可能です													
ご利用期間	○原則として1年の自動更新とさせていただきます ※65歳の誕生日以降はご返済のみとなります													
ご融資利率	<p>当金庫所定利率による</p> <p>※お取引に応じた金利優遇制度もございます(最高年2.0%金利引下げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与振込口座のある方 年1.0%</li> <li>・しんきんカードのご契約のある方 年0.5%</li> <li>・定期性預金のお取引のある方 年0.5%</li> </ul> <p>※ご融資利率は、金利情勢などに応じ変動する場合があります</p>													
お利息 計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算													
ご返済方法	<p>○極度額スライド方式</p> <p>毎月10日に貸越限度額に応じた金額(元金および利息)をご返済していただきます(ご返済額は下記表をご参照ください)</p> <p>また、当金庫ATMまたは窓口にて随時ご返済が可能です</p> <table border="1" data-bbox="400 1850 1241 2096"> <thead> <tr> <th colspan="2">当座貸越形式</th> <th>毎月の返済金額 (約定日毎月10日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸越限度額</td> <td>10万円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貸越限度額</td> <td>20万円～50万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>貸越限度額</td> <td>60万円～80万円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		当座貸越形式		毎月の返済金額 (約定日毎月10日)	貸越限度額	10万円	5,000円	貸越限度額	20万円～50万円	10,000円	貸越限度額	60万円～80万円	15,000円
当座貸越形式		毎月の返済金額 (約定日毎月10日)												
貸越限度額	10万円	5,000円												
貸越限度額	20万円～50万円	10,000円												
貸越限度額	60万円～80万円	15,000円												

担保	不要
保証	三菱UFJニコス㈱ ※保証料はご融資利率に含まれます
保証人	○原則不要 但し、保証会社三菱UFJニコス㈱が必要と認める場合は保証人が必要となります ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、三菱UFJニコス㈱がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位返済いたします。代位返済後は三菱UFJニコス㈱に対して支払い義務が生じます
手数料	不 要
お取扱期間	随 時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率・保証料については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要な書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○当座貸越ご契約時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください